

# 平塚市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

(2017年度～2026年度)

(中間見直し)





# 目 次

<b>1 実行計画事務事業編中間見直しの背景と趣旨</b> .....	<b>1</b>
(1) 地球温暖化とは.....	1
(2) 国等の動向 .....	1
(3) 市による取組 .....	1
<b>2 実行計画事務事業編の基本的事項</b> .....	<b>2</b>
(1) 実行計画事務事業編の目的.....	2
(2) 実行計画事務事業編の計画期間・基準年度.....	2
(3) 対象とする事務・事業.....	2
(4) 対象とする温室効果ガス.....	2
<b>3 事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況</b> .....	<b>3</b>
(1) 二酸化炭素の排出状況.....	3
<b>4 温室効果ガスの排出量に関する目標</b> .....	<b>4</b>
(1) 削減目標の考え方.....	4
(2) 参考：市域からの温室効果ガスの削減目標.....	5
(3) 市の事務事業における二酸化炭素排出の削減目標.....	6
<b>5 目標達成に向けた取組項目</b> .....	<b>7</b>
(1) 全庁における削減目標に対する取組.....	7
(2) 取組項目の内容.....	7
<b>6 実行計画事務事業編の推進</b> .....	<b>15</b>
(1) 推進体制等 .....	15
(2) 進行管理 .....	16
<b>7 用語解説</b> .....	<b>18</b>

本文中で\*がついた言葉について、用語解説を記載しています



# 1 実行計画事務事業編中間見直しの背景と趣旨

## (1) 地球温暖化とは

近年、日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガス\*の増加により、私たちは地球温暖化\*という地球規模の大きな問題に直面しています。2021年8月には、「気候変動に関する政府間パネル（I P C C）第6次評価報告書第I作業部会報告書（自然科学的根拠）」が公表され、人間の活動が大気・海洋・陸域を温暖化させてきたのは疑う余地がないことが示されました。

日本においては今後豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予想されているほか、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動等への影響も指摘されています。将来の世代も安心して暮らせる持続可能な社会をつくるため、脱炭素社会\*の実現に向けた取組が求められています。

## (2) 国等の動向

2015年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 21）において、2020年以降の気候変動対策の新たな国際枠組みとなるパリ協定\*が採択されました。この協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温の上昇を2℃未満に保ち、1.5℃に抑える努力をしていくことが明記されました。

2020年10月には国が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル\*」を宣言しました。2021年4月の地球温暖化対策推進本部においては2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比で46%削減することとし、更に、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

## (3) 市による取組

本市では2017年3月に「平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）」（以下「環境基本計画」という。）を策定しました。また、併せて環境基本計画の個別計画である地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成29年度～平成38年度）も策定し、市役所の事務事業に関連して排出される二酸化炭素の排出抑制に取り組んでいます。この度環境基本計画及び平塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について、中間見直しを行いました。

計画期間の前期（2017年度～2021年度）において、環境に配慮した電力調達契約にかかる裾切の実施や、平塚市電力の地産地消パートナー事業などを推進し、二酸化炭素排出量の削減に取り組んできました。また、防犯街路灯と道路照明灯を全灯L E D化し、省エネ化を図りました。計画期間の後期においても2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指し、ゼロカーボンシティとして、効果的な対策を推進していきます。

## 2 実行計画事務事業編の基本的事項

### (1) 実行計画事務事業編の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律\*」第21条第1項に基づき、本市の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画を策定し、実施することにより、地球温暖化対策に率先して取り組むとともに市民や事業者の自主的な取組を促進させ、実行計画区域施策編で定める温室効果ガスの削減目標達成に資することを目的とします。この度、計画期間が中間年を迎えたことから、環境問題を取り巻く変化に対応し、より市役所の事務事業における脱炭素化を進めるため、中間年度にあたる2021年度に見直しを行いました。

### (2) 実行計画事務事業編の計画期間・基準年度

本計画の期間は、2017年度から2026年度までの10年間とし、基準年度は2013年度とします。

### (3) 対象とする事務・事業

本計画における対象は市の事務・事業であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務の全てを対象とします。

ただし、対象施設の中で指定管理者等により運営されている施設については、平塚市環境マネジメントシステム（以下「ひらつかエコモード」という。）に基づき、エネルギー消費量を把握するとともに、受託者等に対して排出抑制に必要な措置を講じるよう要請することとします。

また、施設の新増設についても計画の対象とします。

### (4) 対象とする温室効果ガス

本市における温室効果ガスの排出状況は、二酸化炭素が約99%を占めています。二酸化炭素以外の6物質については排出量が極めて少ないことから、平塚市環境基本計画に準じ、排出量の把握及び削減目標の対象外とします。

#### 【地球温暖化対策の推進に関する法律における温室効果ガス】

二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、  
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFC)、  
六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)、三フッ化窒素 (NF<sub>3</sub>)

### 3 事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況

#### (1) 二酸化炭素の排出状況

本計画では、基準年とした2013年度の二酸化炭素総排出量44,183t-CO<sub>2</sub>に対して2026年度までに26.9%削減することを目標にしています。2020年度の総排出量は37,171t-CO<sub>2</sub>で15.8%の削減となりました。電気やガスといった各項目活動量についても、着実に削減が図られています。

なお、各項目活動量の削減幅よりも二酸化炭素排出量が大きく減少しているのは、主に二酸化炭素排出係数の低い電気事業者との契約切り替えを進めてきたことによります。

## 4 温室効果ガスの排出量に関する目標

### (1) 削減目標の考え方

環境基本計画にのっとり、市域の温室効果ガス排出量を削減していくためには、本市の事務・事業についても、率先して省エネルギーの取組などによる対策（緩和策）を推進する必要があります。

本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減にあたっては、いずれの事務・事業も市民生活に直結していることから、それぞれの特性に応じて、効果的に推進していくことが必要です。

このため、本計画における温室効果ガスの排出量に関する削減目標は、エネルギー起源の排出量を減少させることや一般廃棄物\*の焼却に伴う排出量のさらなる削減を目指します。

なお、取組内容については、「ひらつかエコモード」において全課共通で設定する省エネルギー活動に係る目標や各課等が個別に取り組む環境活動などをもとに、温室効果ガス削減のための措置を講じます。



## (2) 参考：市域からの温室効果ガスの削減目標

環境基本計画（実行計画区域施策編）では、市域からの温室効果ガス排出量の削減目標を設定しています。本市の事務・事業についても、市域の温室効果ガス排出量の削減目標に寄与することが求められます。

### ●平塚市環境基本計画における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標

市域全体の削減目標	2026年度までに2013年度比34.9%削減
部門別削減目標	2026年度までに部門別排出量を削減 [2013年度比] 産業部門：産業部門の排出量を28.8%削減 民生業務部門：民生業務部門の排出量を39.2%削減 民生家庭部門：民生家庭部門の排出量を50.7%削減 運輸部門：運輸部門の排出量を26.6%削減 廃棄物部門：廃棄物部門の排出量を11.4%削減

- ※ 削減目標は、2021年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」の数値を参考に計算しています。
- ※ 本市では、環境基本計画の計画期間中の削減目標達成を目指すことで、将来的に国の2050年のカーボンニュートラルの実現に寄与するよう、取組を推進します。
- ※ 国の中期目標は、国の長期エネルギー需給見通し [2015年7月、資源エネルギー庁] による2030年度の全原電平均の電力の二酸化炭素排出係数 (0.37kg-CO<sub>2</sub>) の確実な達成を前提としています。
- ※ 本市の削減目標は、国の中期目標における二酸化炭素排出削減率を本市において達成するように、目標設定しました。ただし、国の中期目標は、2030年度までの削減率ですので、本市では、2026年度時点までに必要な二酸化炭素削減率を目標としました。今後の取組の進行や国の削減目標の見直しなどを踏まえ、必要に応じて目標の改定について検討します。

### (3) 市の事務事業における二酸化炭素排出の削減目標

本市の事務・事業については、市域の温室効果ガス排出量の削減目標に寄与するよう、目標を設定します。

#### 市の事務・事業における二酸化炭素排出の削減目標

**2026年度までに2013年度比で26.9%削減します**

(※調整後排出係数での目標値)

	2013年度		2026年度		2030年度	
	基準値(実績)		目標値	削減目標	目標値	削減目標
CO <sub>2</sub> 排出量(t-CO <sub>2</sub> )	44,183		32,316	26.9%	28,656	35.1%
部門別						
業務部門(市役所でのエネルギー使用に伴うCO <sub>2</sub> )	24,570		14,939	39.2%	11,966	51.3%
廃棄物部門	19,613		17,377	11.4%	16,691	14.9%

市役所の事務事業は、基本的に、民生業務部門に該当します。そのため、市役所で使う電気や燃料などのエネルギーについては、実行計画区域施策編の民生業務部門の目標に沿って2026年度に2013年度比で39.2%削減することを目標とします。政府実行計画では事務・事業における温室効果ガスの排出削減目標を2030年度までに50%削減としていますが、本市では廃棄物処理施設を有することから、業務部門における削減目標と廃棄物部門における削減目標を別に定めています。

また一般廃棄物の焼却については、市の事務事業であるため、実行計画区域施策編の廃棄物部門の目標に合わせ、2026年度に2013年度比11.4%削減することを目標とします。

この結果、2026年度の二酸化炭素排出量の目標値は32,316t-CO<sub>2</sub>となり、2013年度比の削減率としては、26.9%となります。

※ 市役所で使うエネルギーは、電気、ガソリン、灯油、軽油、A重油、液化石油ガス(LPG)、都市ガス(13A)、圧縮天然ガス(CNG)を算定対象にしています。

※ 数値の四捨五入により、部門別の数値の合計とCO<sub>2</sub>排出量(総量)は一致しない箇所があります。

※ 再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、点検にあたっては基礎排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量に加え、調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量を併せて公表できる、と政府実行計画にて示されています。

## 5 目標達成に向けた取組項目

### (1) 全庁における削減目標に対する取組

市の事務事業における二酸化炭素排出の削減目標を達成するためには、さまざまな取組を推進する必要があります。

このため、2009年4月から運用を開始した「ひらつかエコモード」の取組によって排出量の削減に努めるとともに、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」や「神奈川県地球温暖化対策推進条例」の計画に基づき、公共施設における設備機器の適切な更新を図ることで省エネルギーの効果を高め、温室効果ガスの排出量の削減に取り組めます。

### (2) 取組項目の内容

温室効果ガスの削減につながる取組はさまざまな施策が考えられますが、「重点的な取組項目」とその他の「事務所等における取組項目」について、それぞれ推進を図ることとします。

なお、電気や燃料の削減につながる取組は、「業務部門（市役所でのエネルギー使用）による二酸化炭素排出量の削減」、廃棄物の削減につながる取組は、「廃棄物部門による二酸化炭素排出量の削減」に寄与します。

#### ① 重点的な取組項目

施設や設備機器の更新、新設の場合、省エネ型の建造物や設備機種を積極的に導入し、省エネルギー効果を高めることで、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。また、特に省エネルギー効果が期待できる取組については、計画的な更新を推進します。

重点的な取組項目については、関連する課室等で2026年度までの数値目標を設定し、計画の着実な実行に努めるものとします。

#### <環境に配慮した契約に関する重点的な取組>

■ 再生可能エネルギー等の二酸化炭素排出量の少ない電力の調達を推進します。

庁舎等の施設で使用する電気の供給を受ける契約にあたっては、温室効果ガス等による環境負荷についても適切に考慮した上で、契約を締結することを推進します。

電気の供給を受ける契約を再生可能エネルギー等の電力契約に変更することで、調達するエネルギーの低炭素化を図ります。2030年度には消費電力の再生可能エネルギーの比率を60%まで高めることを見据え、2026年度までに50%の達成を目指します。

#### <再生可能エネルギー\*に関する重点的な取組>

■ 再生可能エネルギーを最大限導入します。

公共施設や市有地ではその性質上適さない場合を除き、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備を最大限導入します。太陽光発電システムの導入にあたっては、P P A\*モデルの活用も検討します。余剰電力の有効利用や災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池の導入も検討します。

### ＜照明に関する重点的な取組＞

#### ■ LED照明を導入します。

公共施設へのLED照明の導入を基本とします。既存の施設においてもLED照明へ順次更新します。LED照明の導入時には調光システムを併せて導入し、適切な照度調整と必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図ります。

### ＜OA機器や空調設備等に関する重点的な取組＞

#### ■ 機器を省エネ型の機器に更新します。

オフィス部門で用いるパソコンやプリンター、コピー機、空調機器や給湯機器などについては、機器の更新の際などに省エネ型の製品への更新を進めます。

### ＜庁用自動車に関する重点的な取組＞

#### ■ 電動車を導入します。

庁用車の導入・更新時には代替可能な電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド電気自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV））がない場合を除き、2030年度までにすべての庁用車を電動車とすることを目指し、EV等の電動車を率先して導入します。

#### ■ 低燃費車や低公害車の導入を推進します。

電動車で代替不可能な庁用車の購入・更新にあたっては、原則として「九都県市指定低公害車」に基づく指定低公害車を選定し、低燃費車や低公害車を導入します。

### ＜ごみ処理に関する重点的な取組＞

#### ■ ごみ処理に伴う二酸化炭素排出量を削減します。

庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にのっとり、排出抑制やリサイクルを徹底します。庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切り替えを実施します。ひいてはサーキュラーエコノミー\*への移行を総合的に推進します。

### ＜建築物に関する重点的な取組＞

#### ■ 建築物における省エネルギー対策を図ります。

建築物を建築する際には省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出削減に配慮し整備します。ZEB\*等の環境基準を満たす水準の建築物建設を目指します。特に断熱性能の向上を図るため、内装改修のみを予定している場合でも、内装改修と合わせて省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り省エネ改修の取組を推進します。

#### ■ ビルエネルギー管理システム（BEMS）\*の導入を推進します。

エネルギー管理の徹底のため、施設規模の大きい施設についてはBEMSの導入を検討します。

■建築の過程でも環境配慮を行います。

建築物の建築時には、建設廃棄物の抑制を図ります。また、雨水利用・排水再利用設備を活用し、水の有効利用を図ります。安全性・経済性・エネルギー効率・断熱性能に留意しつつ、HFC を使用しない建築資材の利用を促進します。エネルギー消費量の少ない建設機械の使用や出入り車両から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促します。

■環境と共生する都市づくりを展開します

神奈川県 の 県 央 ・ 湘 南 都 市 圏 環 境 共 生 モ デ ル 都 市 づ く り 推 進 要 綱 に 基 づ く 環 境 共 生 都 市 づ く り 事 業 の 認 証 を 目 指 し ます。

## ② 事務所等における取組項目

事務所等における取組については、「ひらつかエコモード」の運用に基づき、公共施設の管理運営における環境負荷を最小限に抑えるよう努めます。各所管課では、脱炭素社会の実現に向け、各課の本来業務を推進する中で環境配慮活動を推進します。

### <資源・エネルギーの有効利用に関する取組>

#### ◆ 物品・サービスの購入に関する配慮

- 製品については、長期使用を心がけ、修繕・再利用を推進します。また、在庫管理を徹底し、遊休物品については、庁内LAN掲示板等を利用し、再使用物品として他課に提供するとともに、新たな物品を購入する際には、他課からの借入れを考えた上で、必要最小限度の購入に留めます。詰め替え可能な製品を積極的に使用します。
- 物品やサービスの購入・調達にあたっては、各種の環境ラベリング制度(エコマーク・グリーンマーク等)を参考にし、「平塚市グリーン購入調達方針」に定める判断基準に適合するものを調達します。
- 物品の調達にあたっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入します。また、食品類においてはリターナブル容器で販売される物の購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設けて再使用を促します。
- 安全性・経済性・エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低GWP冷媒）を使用する製品を積極的に選択します。
- プラスチック製の物品の調達にあたっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律ののっとり、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達します。

#### ◆ 用紙の使用に関する配慮

- 庁内LAN、文書管理システム、電子メール、ホームページ等を活用し、ペーパーレス化を推進します。
- 会議の際には、パワーポイント等を活用するとともに、資料の簡素化、両面印刷・集約印刷機能等を用い、用紙類の使用量を削減します。また、タブレット端末やノートPCを使用し、ペーパーレスでの開催を推進します。
- 訪問先の地図、資料の試し刷りなど、資料としての必要期間が短いものについては、不要紙の裏面を活用するようにします。
- 報告書や計画書等の刊行物は、ホームページや記録媒体による情報提供を推進し、過去の頒布実績や印刷回数の適正化により、作成部数を削減し、在庫管理を徹底します。
- 市民サービスにおいて、オンラインでの申請・届出やキャッシュレス決済を活用し、用紙類の使用量削減や来庁者の自動車利用の抑制を図ります。

#### ◆ 水の使用に関する配慮

- 水道はこまめに蛇口を開閉し、日常的に節水します。
- 散水用水等は可能な限り、雨水や再利用水を使用します。
- 節水こまや、シャワーヘッドの取り付けなど、水圧調整機器等の利用などを行い、節水を推進します。

◆ 照明の使用についての配慮

- 始業前や残業時、昼休みなど、業務に支障のない範囲で照明を消灯します。
- トイレ、給湯室、更衣室、会議室など、断続的に使用する箇所の照明は、使用後は消灯します。
- 各職場の最終退出者は、パソコン・コピー機・照明等の電源が切れていることを確認します。

◆ 電気機器等の使用についての配慮

- パソコンやコピー機など、昼休みや会議時などで長時間席を離れる場合は、省電力モードへの切り替え、又は電源を切ります。
- 待機電力削減のため、長期間使用しない電気機器（テレビ、ビデオなど）の電源はコンセントを抜きます。
- 近隣階への移動はエレベーターの使用を控え、できるだけ階段を利用します。

◆ 冷暖房・空調機器の使用についての配慮

- 冷暖房の設定温度は、夏季28度・冬季19度を目安にし、クールビズやウォームビズを取り入れ、適切な温度管理をします。
- 夏季はブラインドやカーテンなどにより日射を遮り、冬季は自然採光を取り入れ、窓や出入り口の開放を制限するなど、空調機器の効果を効率よく得られるよう職場環境を整えます。

### <庁用自動車に関する取組>

◆ 自動車利用における配慮

- 空気圧の調整など、庁用自動車の定期的な整備・点検を行うとともに、運転にあたっては暖機運転を抑制し、不要なアイドリングを禁止します。また、急発進・急加速を抑制し、不要な荷物の積載をやめるなど、エコドライブを徹底します。
- 庁用自動車の走行ルート of 合理化、相乗りなど、庁用自動車を効率的に利用します。

◆ 自動車利用の抑制

- 公共交通機関が利用可能な距離・時間帯の場合は、それらの手段を優先的に用います。また、近隣（半径2km以内）への庁用自動車の利用は、特別の理由がない限り控え、自転車を利用します。
- ノーカーダーを設け、庁用自動車の利用を抑制します。
- WEB会議システムの活用やテレワークによる対応を含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努めます。

### <公共施設の整備及び管理運営に関する取組>

◆ 建築物等についての配慮

- 公共施設の整備にあたっては、長期間使用できるような維持補修にも考慮した計画及び設計にし、屋上緑化・壁面緑化及び周辺緑化に努め、環境に配慮した整備を推進します。

◆ 電気設備・エネルギー供給設備等についての配慮

- 再生可能エネルギーや、その他の未利用エネルギーを利用した設備の導入検討を推進します。
- コージェネレーション\*など、省エネ型設備の導入を推進します。
- 必要な場所に必要なだけの照明・空調を行うための区域化（ゾーニング）を進めます。

◆ フロン類の排出抑制

- フロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン排出抑制法に基づき、機器の簡易点検及び定期点検を行い、点検記録簿を整理します。漏えいや故障を確認した場合には、速やかに処置を行い、漏えい防止に努めます。機器の廃棄時には、フロン排出抑制法に基づき冷媒の回収を徹底します。

◆ 水利用・排水設備等についての配慮

- 雨水の有効利用や排水の再利用など、節水型設備の導入を推進します。
- 透水性舗装や浸透ますの設置などにより雨水の地下浸透を図り、適正な水循環の保全を進めます。

◆ 工事の施工段階での配慮

- 工事の施工にあたっては、運搬車両の走行や建設機械の使用に伴う排ガス・騒音・振動などの周辺住民への環境影響に配慮し、低排出ガス・低騒音・低振動などの環境に配慮した建設機械を採用します。
- 施工段階での建設副産物の発生抑制と再生資材の利用を推進することを発注者として促します。
- 熱帯林の保護に配慮し、熱帯材型枠の使用を抑制します。
- 建設発生土の少ない設計をし、流用土の採用、改良土の採用、工事間流用を推進します。

◆ E S C O事業\*の活用

- 民間の資金やノウハウを活用し、施設の設備更新時には、省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う E S C O事業の活用を検討します。

＜廃棄物の削減についての取組＞

◆ 事務用品・備品の利用についての配慮

- 製品については、長期使用を心がけ、修繕・再利用を推進します。また、在庫管理を徹底し、遊休物品については、庁内LAN掲示板等を利用し、再使用物品として他課に提



供します。製品の購入にあたっては、過包装の商品を避けるなど、廃棄物を削減します。

◆ 廃棄物の減量・資源化

- 古紙類や空き缶類・ビン・ペットボトル・容器包装プラスチック（プラクル）などの分別収集・リサイクルを徹底します。
- 庁舎等の施設利用者にごみの発生抑制・分別を呼びかけます。
- 樹木の剪定枝等を発電の燃料や堆肥の原料として有効活用します。
- 調理施設では、調理くずや廃食用油等を適正に処理し、可能な限り生ごみの再生利用を行います。
- 名刺サイズ以上の不要紙は、使用済み用紙袋で回収し、リサイクルします。
- コピー機やプリンターのトナーカートリッジなど、リサイクルの仕組みが確立している製品は、廃棄せずに業者に回収を依頼し、リサイクルします。

＜委託業務等に関する環境配慮の取組＞

- 委託業者等に業務を委託する場合、委託業務仕様書や文書等で環境への配慮を要請するなど、環境に対する市の方針を伝え、環境配慮の取組について協力を要請します。
- 委託業者等に業務を委託する場合、業務に使用しているエネルギーや用紙の使用量等を必要な範囲で把握し、エネルギーや用紙の使用に無駄があるようであれば、改善を指示します。
- 委託等によるチラシ、ポスター等の作成にあたっては部数を厳密に積算し、必要数のみを印刷します。
- 自動車の使用を伴う委託業務や、施設の管理を行う委託業務においては、エコドライブや設備機器の省エネ運転の徹底を要請します。

＜イベント開催時の環境配慮の取組＞

- ポスターやチラシ、ホームページなどの広報媒体で、環境負荷の少ない交通手段による来場を周知し、駐車場内ではアイドリングストップの周知をします。
- チラシ、ポスター等の作成にあたっては部数を厳密に積算し、余った印刷物等は再利用又は資源化します。
- 主催者・出展者・来場者へごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、発生したごみについての処理方法・分別方法を明示し、極力ごみの発生を少なくします。
- イベントで発生するごみを減量するため、リユース食器を導入するなど、ごみの出ない・出さないイベントの企画・運営に取り組みます。
- 室内でイベントを開催する場合は、空調機の温度等を適正に管理するとともに、照明等の過剰使用を抑制します。
- 屋外でイベントを開催する場合は、地域・時間帯によって騒音の規制基準が異なるため、騒音計等で適切に音量を管理し、周辺住民への環境影響に配慮します。
- 本市が開催するイベントについては、環境に配慮していることを、市民等に周知するため、環境配慮ロゴマークの掲示を推進します。

### ＜業務の改善に伴う環境工夫の取組＞

- 事務効率の向上や業務の見直しに努め、定時退庁を推進します。
- 電子申告システムの推進により、申請・手続き用紙の使用量を削減します。
- 申請書の説明や記入例、レイアウトを分かりやすく、かつ見やすいものに変更し、申請書の書き損じを削減し、スムーズな事務処理を推進します。
- 駐車場や窓口の混雑状況を予測したカレンダーをウェブサイトに掲載するなど、窓口対応業務等の平準化を図ります。また、来庁者の公共交通機関の利用を促進します。
- 提案公募により事業者の選定を行う際には、環境配慮にかかわる観点を設定するなど、事業者の環境配慮の取組を推進します。
- 課等での取組項目・目標を、職員一人ひとりの行動に落とし込むため、研修等を通じた意識啓発をします。
- 庁舎等の電気・ガス・水道等の使用量等の「見える化」を図ります。

## 6 実行計画事務事業編の推進

### (1) 推進体制等

「ひらつかエコモード」の取組によって、実行計画事務事業編を推進します。

#### ① 環境経営組織

市長を最高責任者とする環境経営組織で、市の事務・事業全体に対する方針や全課共通の目標を設定します。

#### ② 環境活動組織

実行計画事務事業編は、「ひらつかエコモード」の適用範囲と同様に、学校等の組織も含めて全庁的に推進します。また、同システムの運用を適用し、各部・各課・各施設での適切な単位で、電気・都市ガス・自動車燃料等のエネルギー使用量の把握、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の把握、取組内容の設定、その他実施状況を確認し、取組の推進を図ります。

課ごとに取組項目の設定や目標の管理をします。

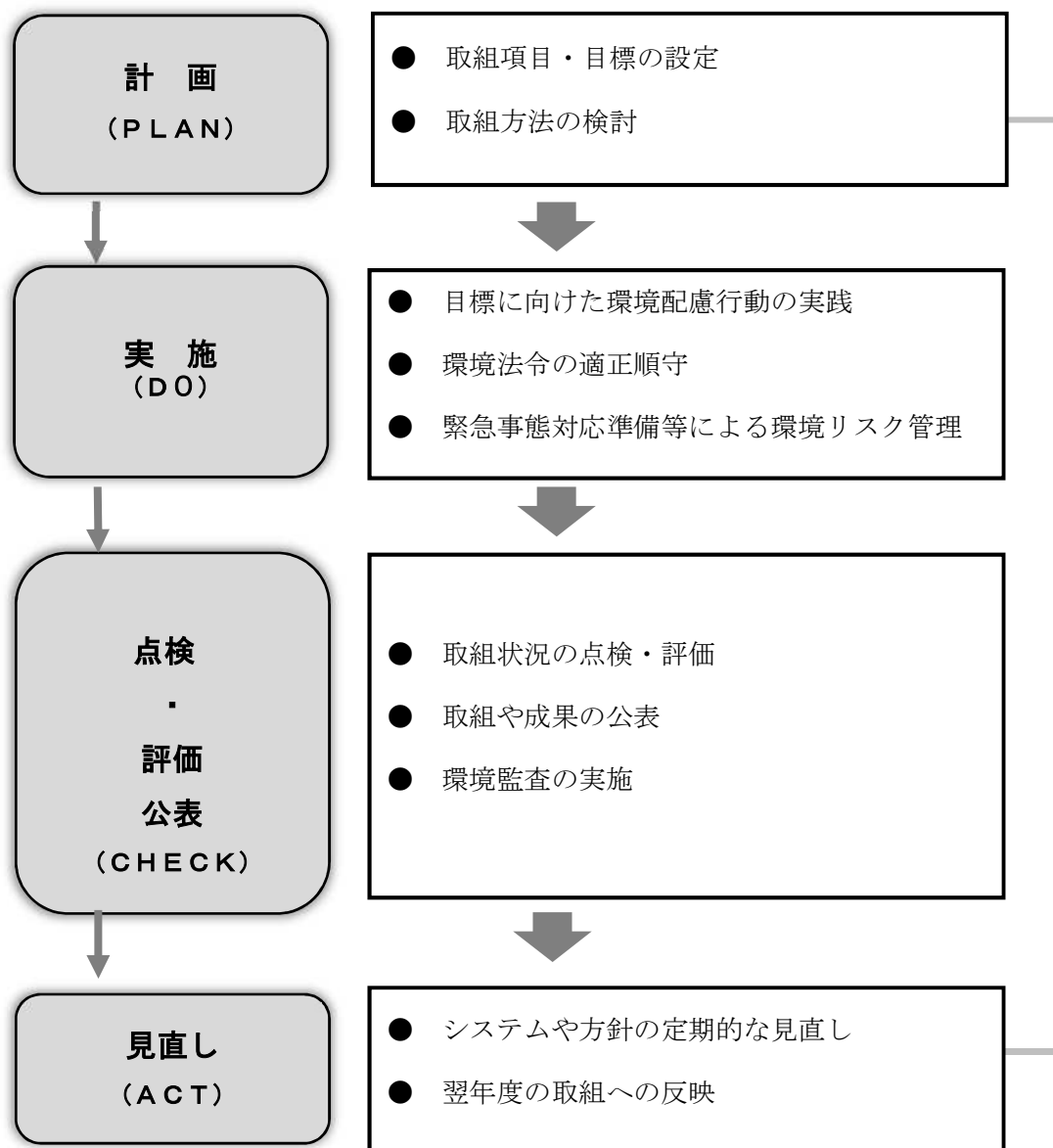
#### ③ 環境監査組織

各課、各施設に対し、監査を実施し、適切な環境配慮活動がなされるよう、指導します。

## (2) 進行管理

実行計画事務事業編の進行管理は、「ひらつかエコモード」によるPDCA（PLAN, DO, CHECK, ACT）サイクルの流れに沿って行います。また、国等の方針、本市の環境基本計画をはじめ、地球温暖化対策やエネルギー政策に関する方針の転換などを踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。

### ■ 進行管理の流れ



## ■ 点検の仕組み

1 点検・検討	<p>各課による自己点検と温室効果ガス排出量の推計</p> <p>環境配慮の取組の進捗について、各課が自己点検し、問題点を抽出します。また、環境政策課が温室効果ガス排出量を推計します。</p>
2 環境監査	<p>環境監査の実施</p> <p>環境監査組織において、監査を実施します。監査は、各課、各施設に対して実施し、適切な環境配慮活動(省エネルギー、省資源、環境法令の順守等)がなされるよう、指導します。</p>
3 報告	<p>報告書の作成</p> <p>温室効果ガスの排出状況や監査の結果などを報告書にまとめて公表します。</p>
4 改善に向けて	<p>改善に向けた取組</p> <p>温室効果ガスの排出状況や監査の結果などを踏まえ、環境経営組織による市の事務・事業全体に対する方針や、全課共通の目標の見直しにいかすとともに、各課でもそれぞれの取組内容や目標の見直しを行います。</p>

## 7 用語解説

### 【あ行】

#### IPCC (アイピーシーシー。気候変動に関する政府間パネル)

気候変動に関する学術的報告の集約と評価を行う国連の組織。国際連合環境計画 (UNEP) と国際連合の専門機関である世界気象機関 (WMO) によって 1988 年に設立され、数年おきに発行される評価報告書 (Assessment Report) は政策決定や世論形成等への大きな影響力を持つ。

#### 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質を持ち、地表を暖め、一定の平均気温に保つ働きをしている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 物質を温室効果ガスとして規定している。

#### ESCO (エスコ) 事業

Energy Service Company の略。

省エネルギー改修にかかる経費を光熱水費等の削減分で賄う事業。ESCO 事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などのサービスを提供する。

### 【か行】

#### カーボンニュートラル

温室効果ガスの全体排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、収支が実質ゼロとなる状態のこと。

#### コージェネレーション

電力とともに、発電で発生した排熱を利用して冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーも供給する仕組み。熱利用効率が高く、自家発電の場合には送電のロスが少ないなどの特徴がある。

### 【さ行】

#### サーキュラーエコノミー

循環型経済のこと。活用されていない資源から価値を生み出す概念。①廃棄物と汚染を生み出さないデザイン (設計) を行う②製品と原料を使い続ける③自然システムを再生することを三原則とする。3R や 5R といった環境への枠組みを超え、ビジネスモデルとして全体の仕組みを考えるとところが特徴。経済システムへの新たな資源の投入を最小化し、投入した資源は使い尽くすこととなり、すべての資源を最大限利用することを目指す。

#### 再生可能エネルギー

「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっている。

#### ZEB (ゼブ)

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費す

る年間の一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指す建物のこと。

## 【た行】

### **脱炭素社会**

地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの排出を最大限抑制するとともに、森林などによる吸収によって、実質的に排出量がゼロとなる社会のこと。

### **地球温暖化**

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより、地球の平均気温が上昇することをいう。

### **地球温暖化対策の推進に関する法律**

#### **（温対法）**

1998年に公布され、いわゆる地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定められました。2016年の改正で、普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置などが盛り込まれた。また、2021年の一部改正案では、カーボンニュートラルを法律の基本理念として明記するとともに、区域内の再エネの取組などが盛り込まれ、成立した。

## 【は行】

### **廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）**

廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により、ごみ、粗大

ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいうと定義されている。（「廃棄物処理法第2条」）廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。産業廃棄物は、事業活動によって生じた廃棄物のうち、法令で定められたものをいう。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から発生する生活系ごみであり、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみも含まれる。

### **パリ協定**

2015年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された京都議定書に代わる新たな法的枠組み。主な内容としては、世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃への言及、主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれている。

### **PPA（ピーピーイー）**

「Power Purchase Agreement（電力販売契約）モデル」の略。電力事業者（PPA事業者）と、需要家（電力の使用者）とで結ぶ「電力販売契約」。電力の需要家がPPA事業者に敷地や屋根などのスペースを提供し、PPA事業者が太陽光発電システムなどの発電設備の無償設置と運用・保守を行う。同時に、PPA事業者は発電した電力の自家消費量を検針・請求し、需要家側はその電気料金を支払う。

## **BEMS (ベムス)**

Building and Energy Management System の略。室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システム。IT を利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行う。







市民の鳥「しらさぎ」



市民の木「くすのき」



市民の花「なでしこ」

---

平塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

（2017年度～2026年度）

中間見直し

2022年3月策定

平塚市環境部環境政策課

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

電話：0463-23-1111（代表） 内線 2238,2120

メール：kankyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp